

第14章 日雇労働被保険者について

1 日雇労働被保険者とは

「日雇労働被保険者」とは「日雇労働者」のうち雇用保険法の適用を受ける者のことであり、原則として、適用事業所に雇用される日雇労働者は、日雇労働被保険者となります。

ここでいう「日雇労働者」とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇い入れられる者をいいます。

ただし、日雇労働者が、前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合、また、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合は、引き続き日雇労働被保険者として取り扱われる旨の公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、以下の日から一般被保険者、高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者として取り扱われますので、雇用保険被保険者資格取得届に雇用保険日雇労働被保険者手帳を添えて届出をしてください。

- ① 前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者についてはその翌月の最初の日
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者については同一の事業主の下での雇用が31日以上継続するに至った日

なお、昼間学生、他に職業をもっていて臨時内職的に就労する日雇労働者等は、雇用保険上の日雇労働被保険者にはなりません。

2 日雇労働被保険者手帳

日雇労働被保険者は、その要件に該当するに至った日から起算して5日以内に日雇労働被保険者資格取得届、事業主の雇用証明書、マイナンバーを確認できる書類、住民票又は運転免許証等に写真2枚を添付し管轄の公共職業安定所に提出して、雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければなりません。

3 雇用保険印紙購入通帳

日雇労働被保険者を雇用したことにより、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ「雇用保険印紙購入通帳交付申請書」を下記の管轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければなりません。

〔印紙購入通帳交付に関する管轄公共職業安定所〕

名称	所在地	電話	管轄区域
大阪港労働公共職業安定所	〒552-0021 大阪市港区築港1-12-18	06-6572-5191	大阪府中央区のうち安堂寺町、上汐、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、心齋橋筋、千日前、宗右衛門町、谷町6丁目、谷町7丁目、谷町8丁目、谷町9丁目、道頓堀、中寺、難波、難波千日前、西心齋橋、日本橋、東心齋橋、東平、松屋町、南船場、大阪市のうち西区、浪速区、港区、大正区、此花区、福島区、西淀川区
あいりん労働公共職業安定所	〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋1-11-18	06-6649-1491	大阪府全域 (上記大阪港労働公共職業安定所の管轄区域を除く)